六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付要綱

　　　（趣旨）

　　第１条　この要綱は、空き家の利活用による定住の促進を図るため、空き家バンクを利用して

空き家の売買又は賃貸借の契約をした者に対する六戸町空き家バンク利用促進奨励金（以下

「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

　　　（定義）

　　第２条　この要綱において、使用する用語の意義は、六戸町空き家バンク実施要綱（令和元年

　　　６月７日告示）に定めるところによる。

　　　（奨励金）

　　第３条　町長は、空き家バンクを利用して空き家の売買又は賃貸借の契約を締結した者に対し

奨励金を交付するものとし、奨励金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）及び

奨励金の額は、別表に定めるところによる。

　　２　奨励金の交付の回数は、同一の空き家につき１回限りとする。

　　　（奨励金の申請）

　　第４条　奨励金の交付を受けようとする者は、六戸町空き家バンク利用促進奨励金申請書（様

式第１号）に次に揚げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　　　⑴　空き家を売却し、又は賃貸した者

　　　⑵　空き家を購入し、又は賃借した者にあっては、次に揚げる書類

　　　　ア　住所地を証する書類

　　　（奨励金の交付）

　　第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、奨励

　　　金の交付の可否を決定し、六戸町空き家バンク利用促進奨励金確定通知書（様式第２号）に

　　　より当該申請をした者に通知するものとする。

　　　（奨励金の返還）

　　第６条　町長は、空き家バンクを利用して締結した契約が、偽りその他不正な手段であったこ

　　　との理由により解除となったときは、奨励金の交付を受けた者に対し、六戸町空き家バンク

利用促進奨励金返還命令書（様式第３号）により既に交付した奨励金の返還を命ずることが

できる。

　　　（その他）

　　第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　　　附　則

　　　（施行期日）

　　１　この要綱は、令和元年６月２５日から施行する。

　　　（失効）

　　２　この要綱は、令和６年３月３１日限りで、その効力を失う。

　　　別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 奨励金の額 |
| １　空き家バンクを利用して空き家を売却し、又は賃貸した者 | ５万円 |
| ２　令和元年６月２５日以降に空き家バンクを利用して空き家を購入し、又は賃借し居住した者　ただし、六戸町若者定住支援事業補助金の交付を受ける者は除く | ５万円 |

　　様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

　　　六戸町長　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

六戸町空き家バンク利用促進奨励金申請書

　　　六戸町空き家バンク利用促進奨励金の交付を受けたいので、六戸町空き家バンク利用促進

奨励金交付要綱第４条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり奨励金の交付を申請し

ます。

記

　　１．申請額　　　金　　　　　　　　円

　　２．振込先

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振 込 金 融 機 関 | 金融機関名 |  | 銀行 |  |  |
|  | 金庫 |  | 支店 |
|  | 信用組合 |  | 出張所 |
|  | 農協 |  |  |
| 預金種別 | □　普通　 　　□　当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義人 | （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| 氏 　名 |

　　３．添付書類

 　（空き家を購入・賃借した者）

　　　　　□　本町の居住を証する書類の写し

　　　　（町記入欄）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請受理年月日 | 年　　月　　日  | 決定年月日 | 年　　月　　日  |
| 審 査 | 区分（□売却・賃貸　　□購入・賃借） | 奨励金額　　　　　　　　　　　　　　　円 |

　　様式第２号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　六戸町長　　　　　　　　　　　印

六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付確定通知書

　　　　　　　年　　月　　日付で申請のあった六戸町空き家バンク利用促進奨励金について、（次

の条件を付けて）　　　　　　　　円を交付する（補助金を交付しない）ことに確定したので、

六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付要綱第５条の規定により、通知します。

　　（交付の条件）

（交付しない理由・減額した理由）

　　様式第３号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　六戸町長　　　　　　　　　　　印

六戸町空き家バンク利用促進奨励金返還命令書

　　　　　　　年　　月　　日付で交付確定をした六戸町空き家バンク利用促進奨励金について、

六戸町空き家バンク利用促進奨励金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり返還を命じ

ます。

記

　　１．返 還 額　　　金　　　　　　　　　　　円

２．返還期限　　　　　　　　年 　　月 　　日

　　３．返還理由